

西条市農業委員会 令和2年度 第5回総会 議事録

1. 日 時 令和2年8月5日(水) 午後2時00分から午後2時40分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番 高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	21番	高橋 寿夫
	2番	一色 信之	12番	森田 忠茂	23番	山内 信政
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	25番	佐々木 則幸
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	18番	山内 強	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	19番	黒川 俊彰		
	10番	安藤 英利	20番	高橋 正		

○欠席者氏名

22番 永井 和俊 29番 曾我 敏数

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第6号 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 松木淳

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和2年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

本来なら、コロナの関係で、まだ農業委員のみでの開催でございますが、本日は農地利用状況調査の説明があるため、全員での総会とさせていただきます。ご承知願います。そこで、このようにスクール形式での開催とさせていただきます。どうかご理解をお願いします。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

事務局 ありがとうございます。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和2年度 第5回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていた

だきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
徳増 靖記 委員、一色 達夫委員の両委員にお願いいたします。
欠席届が、推進委員の 22 番 永井 和俊委員、29 番 曾我 敏数委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、24 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、越智の両君にお願いいたします。
それでは議事に入ります。

農地法 第 3 条 関係

議長 議案書、3 ページ、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

まず、78 号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者にあたり、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願いいたします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4 ページをお願いいたします。

78 号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。
以上、1 件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上、1 件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上1件を、原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇 委員入場)

議 長 審議を再開いたします。

残りの14件について、事務局から説明いたします。

77号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

79号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

80号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

81号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

82号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

83号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

84号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

85号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

86号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

87号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

88号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

89号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大ため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

90号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏が

ら、所有権の移転を受けようとする申請であります。

91号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、14件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上14件であります。地元の委員さんから意見をいただきたいと思っております。77号から報告をお願いします。

地区委員 77号 問題ありません。

79号 問題ありません。

80号 問題ありません。

81号 問題ありません。

82号 問題ありません。

83号 問題ありません。

84号 問題ありません。

85、86、87、88、89号 問題ありません。

90号 問題ありません。

91号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上14件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議長 次に、7ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 8ページをお願いいたします。

10号は、〇〇の〇〇氏が、露天貸駐車場に転用しようとする申

請でございます。

11号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

10号・11号については、農地法の手続きをすることなく造成され宅地として利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致したい」との始末書が提出されております。

12号は、〇〇の〇〇氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上3件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、3件であります。ご意見・ご意義等ございませんか。できれば、10号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 10号、11号 問題ありません。
12号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、72号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請地の申請人の一人であり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願いたします。

(〇〇 委員退場)

議 長 議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 13ページをお願いいたします。
72号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇外8名から、所有権移転を受け、露天貸資材置場及び露天貸駐車場に転用しようとする申請で
ございます。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、1件であります。ご意見・ご意義等ございませんか。

地区委員 72号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、
以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認
めます。
〇〇委員、お入りください。

(〇〇 委員入場)

議長 審議を再開いたします。
残りの19件について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
10ページをお願いいたします。
38号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を
受け、8棟の建売住宅を建設しようとする申請でございます。
60号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を
受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
本件は、登記地目が宅地で、現況が畑となっており、本来転用に
当たっては、現況が農地であることから農地法の手続きが必要であ
ったところ、手続きがされないまま造成工事が行われておりました。
申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなこ
とがないように致したい」との始末書が提出されております。
61号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、
自己業務用の露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

62号は、〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太鼓台を保管するやぐらを建設しようとする申請でございます。

63号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

64号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、農地法の手続きをすることなく造成され宅地として利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致したい」との始末書が提出されております。

65号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

66号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、4区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

67号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

68号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

69号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

70号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

71号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外2名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

73号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

74号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

75号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、道前平野農地整備事業・北条団地区画整理事業に係る工事用資材等の保管場所等の用地として、露天駐車場及び露天資材置場に一時転用しようとする申請でございます。

本件は、農地法の手続きをすることなく造成され宅地として利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このようなことがないように致したい」との始末書が提出されております。

76号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、子供の住宅敷地に転用しようとする申請でございます。

77号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転

を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

78号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、自己業務用の露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上19件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 以上、19件であります。ご意見・ご意義等ございませんか。できれば、38号から順次お願いいたします。

地区委員 38号、60号 問題ありません。
61号 問題ありません。
62号、63号 問題ありません。
64号 ～ 67号 問題ありません。
68号 問題ありません。
69号、70号 問題ありません。
71号 問題ありません。
73号、74号 問題ありません。
75号 問題ありません。
76号 問題ありません。
77号 問題ありません。
78号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、19件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議長 次に、16ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
17ページをお願いいたします。

6号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建設するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。

本件は、いわゆる青地のため、まずは、農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入ることになっております。

7号は、西条市が、申請地を大兵衛・蔵井の県営圃場整備の区域とするため、農用地区域、いわゆる青地へ編入しようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上2件ですが、6号より地元の意見を伺いたいと思います。

地区委員 6号 問題ありません。

7号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご意義等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 『異議なし』ということですので、以上2件を、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議 長 次に、24ページ、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

26ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書27ページから43ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、114件、

面積は、 33万8,529 m²となっております。

そのうち、所有権移転は、6件、面積は、14,899.00 m²となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願ひいたします。
委員の皆さん、何かありましたら、お願ひします。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、
以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による
「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更の決定に
ついて

議 長 次に、議案書44ページ、議案第6号 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更の決定について、議案内容を事務局から説明をします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

45ページをお願いいたします。

第1の基本的な考え方ですが、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられました。

そのため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるものです。この方針は平成25年に策定された、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に合わせ、令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに、検証・見直しを行うこととしております。当初から令和2年4月時点までの実績を検証したところ、平成29年8月10日に作成され

た指針の令和5年の目標設定と大きく乖離していることから、目標設定の変更を行うものでございます。

第2の具体的な目標と推進方法についてです。別冊でお配りしているA4横長のグラフの資料を併せてご覧ください。別冊資料ページは2ページをお願いします。

(1)の遊休農地解消目標ですが、表中の令和5年4月の目標設定ですが、上段()内は前回、平成29年8月の指針策定時に設定した目標で、下段が今回設定変更しようとする目標となります。当初、平成29年4月実績に対し、遊休農地面積126haを令和5年4月時点で56haに半減、遊休農地の割合を2.2%から1%とする計画でしたが、達成困難であることから実現可能である、遊休農地面積(B)を56haから100haに増やし、遊休農地の割合を1%から1.8%に修正しております。

次に、46ページ、2の担い手への農地の利用集積・集約化についてです。資料は3ページをお願いします。

(1)の集積目標ですが、令和2年4月時点の現状で目標設定を達成しておりますが、市の定める「西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想」及び「第2期西条市総合計画後期基本計画」に基づき、農地面積の50%を担い手へ集積する目標設定と整合を取るため、集積率については「変更なし」としております。

47ページ、3の新規参入の促進についてです。資料は4ページをお願いします。

(1)の新規参入の促進目標ですが、新規参入の経営体は平成28年度当初実績から令和2年4月までの延べ経営体数を検証し、「変更なし」としております。なお、新規参入面積については、目標設定達成のためには、今後3年間、単年度ベースで9ha以上の新規参入面積が必要であることから、単年度ベースを5haの設定とし、目標設定を40haから12ha減の28haに下方修正しております。以上、簡単ではございますが、指針策定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご意義ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、今後の農業委員会の活動の指針といたします。

報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

- 議長 それでは、48ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。
- 事務局 報告させていただきます。
それでは、ご報告させていただきます。
令和2年6月16日から、令和2年7月15日までの受付期間中に、
農地法第18条第6項、解約通知を22件、
農地法第3条の規定による許可の取消願を1件、
農地バンクへの農地登録申請を1件受理いたしました。
ご了承をお願いいたします。
- 議長 報告承認案件について、ご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議長 ないようでございますので、以上で、報告承認案件は終了いたします。
- 議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かございませんか。
1件、令和2年7月10日、丹原総合支所におきまして、新規就農の面接をしておりますので、職務代理から報告をいたします。
- 職務代理 今回の新規就農希望者につきまして7月10日に丹原総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、地区担当委員及び私、渡邊です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、32才であります。〇〇氏は、〇〇の観光農園での作業をきっかけに、就農を決意し、昨年10月に〇〇から移住してきました。今回、〇〇の農地、5,942㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。借り受ける予定の農地は、現在、耕作放棄地となっておりますが、〇〇氏と地域の観光農園の方で協力し、解消して作付けをしていく予定です。予定している作目は、ぶどうです。今後は、地域の観光農園の方からの指導も受けながら実務経験を積み、観光農園の開設を目指しています。
その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を

終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議長 最後に、今回出席の委員の皆様の半数の委員が初めて出席されたと思います。総会につきましては、改選の総会から西条市では、農業委員、推進委員合同で総会をするということにしております。今年度も引き続き合同で総会を開催したいと思います。

コロナウイルスの感染防止のため、総会の規模を縮小しなければならない場合は、農業委員のみの開催とさせていただきたいと思います。

毎月、月初めには担当委員に事務局から3条・4条・5条等について、確認をお願いすることとなりますが、農業委員を通じて、推進委員も地元の案件については、現場に行き確認をお願いしたい。

毎月のこの総会で意見ををお願いしたい。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和2年8月5日 午後2時40分